

全都清ニュース

平成20年度第1号

当会議では総会決議に基づく要望事項のうち、家電リサイクル関係については、特に緊急を要するため、昨年7月5つの重点事項を国に対し要望いたしました。

その後、家電リサイクル法の見直し検討については、本年2月中央環境・産業構造両審議会より『家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書』としてそれぞれ所管大臣に意見具申されました。

当会議の要望事項のうち、第一に掲げた「リサイクル料金の徴収方法の見直し」については、今回は根本的な制度変更を行わず、5年後を目途に再度検討することとされましたが、その他の事項については別添資料『報告書（案）概要』のとおり俎上に載せられ、現在、その具体化に向けて検討が進められています。

この度、要望事項のうち「一部破損した対象機器の引取」に関し、別紙のとおり環境省より引取の徹底について通知されましたので連絡いたします。

平成20年4月

社団法人 全国都市清掃会議



環廃企発第 080421001 号
平成 20 年 4 月 21 日

社団法人 全国都市清掃会議
専務理事 佐々木 五郎 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室長 西村



特定家庭用機器再商品化法第十七条に基づく引取の徹底について

日ごろより廃棄物・リサイクル行政に御理解と御協力を頂き御礼申し上げます。

平成 19 年 7 月に貴団体より提出された「家電リサイクル法見直しに関する要望書」において、「一部破損した対象機器であっても、リサイクル料金を納めているものについては、円滑に引き取ること」と要望されているなど、市区町村から指定取引場所における廃家電の引取の円滑化を求める声があがっておりますが、特定家庭用機器廃棄物について、リサイクル料金が払われている場合は、破損品等を含め原則引取を行うよう、指定取引場所等の管理会社を通じ、各指定取引場所に対し、連絡及び指示徹底を行いましたので、ご連絡します。

貴団体におかれましては、会員の市町村にご連絡いただくとともに、今後とも、特定家庭用機器再商品化法の円滑な施行に向け、各地方公共団体による指定取引場所への円滑な引渡、不法投棄対策、小売業者に引取義務のない特定家庭用機器廃家電の回収体制の構築及び普及啓発等について、ご協力をお願いします。

※指定取引場所等の管理会社から各指定取引場所への指導文書において、従来、「(電話等による問合せの場合) 廃棄物の現物確認ができないため、慎重な対応が必要です。」としていたところ、「品目・メーカー名を判別できる形状であれば、引取が原則です。」と改めたもの。

(参考資料 1)

要 望 書

平成19年 7月

社団法人 全国都市清掃会議

総会決議に基づく要望書

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）は、平成13年4月から本格施行され、廃家電4品目のリサイクルがスタートした。このシステムは、消費者、小売業者及び製造業者の役割分担によるリサイクルであり、循環型社会の構築に向けた取組であると評価するものである。

しかし、当会議としては従前より、現行家電リサイクル法では消費者が回収・再商品化費用を対象機器の排出段階で負担する方式（排出時費用回収方式、いわゆる「後払い方式」）であるため、対象機器の不法投棄が後を絶たないこと、さらに、不法投棄された対象機器の再商品化費用等を市区町村が負担するなど現行家電リサイクル法の課題について指摘してきたところである。

国においては、昨年6月から中央環境・産業構造両審議会の合同会合において、家電リサイクル法の見直しに向けた検討が開始されたが、その審議日程は当初予定より大幅に遅れている。この間、廃家電4品目の回収率が50%程度に留まり、家電リサイクル法ルートに乗らず、その行方が十分把握できない「見えないフロー」の存在が明らかになるなど、現在、制度の現状と問題点の整理の段階にあり、今後、制度の具体的なあり方の検討に入っていくものと聞いている。

当会議では、平成18年度総会決議に基づき「家電リサイクル法の円滑な推進」について国に要望するとともに、平成18年8月には合同会合座長に対し、「家電リサイクル法の見直しに関する意見書」を提出するなど家電リサイクル法の見直し検討に向けた活動を展開してきたところである。

今般、平成19年度総会決議に基づく要望の内、特に緊急を要する家電リサイクル法の見直しに関する要望について、下記のとおり要望する。

記

1. 廃家電製品の再商品化費用の徴収方法の見直しについて

家電リサイクル法が施行されて6年が経過したが、未だ対象機器の不法投棄対策は全国市区町村に共通する重要課題である。現行家電リサイクル法では、再商品化費用等を対象機器の排出時に負担する「排出時費用回収方式」（いわゆる「後払い方式」）であるため、不法投棄の原因となっている。

また、家電リサイクル法のルートに乗らない「見えないフロー」については家電リサイクル法の目的である廃棄物の適正処理と資源の有効利用の確保の観点からみて、制度運用上の大きな課題である。

については、廃家電製品の再商品化費用の徴収方法について、廃家電製品の不法投棄の防止と適正処理・リサイクルの一層の促進を図るため、既に自動車等で実施されている販売時費用回収方式（いわゆる「前払い方式」）に改めること

2. 不法投棄された廃家電製品の回収・再商品化費用の負担について

現行制度では、不法投棄された対象機器については市区町村が回収した後、引渡し時に再商品化費用を負担している。さらに、市区町村ではパトロールの強化や監視カメラの設置など不法投棄の未然防止に向けた取組を行うなど対策の強化を図っている。

加えて、テレビについてはいわゆる「2011年問題」に関わって不法投棄の増加が懸念される場所である。

については、拡大生産者責任の考え方にに基づき、不法投棄された対象機器の回収・再商品化費用については製造業者等事業者が負担する仕組みを創設すること

また、不法投棄の防止については製造業者等事業者においても対策を講じること

3. 対象品目の拡大について

資源の有効利用を一層促進するため、テレビについては今後増加が予想される液晶式及びプラズマ式テレビを対象品目に加えること

また、衣類乾燥機、電子レンジ、電動マッサージチェア及び電気オイルヒーターなどの大型・重量のある廃家電製品についても対象品目に加えること

4. 指定引取場所の整備について

製造業者が設置する指定引取場所は、現在、A、Bの2グループに分かれて運営されているが、対象機器を直接持ち込む消費者の利便性を向上させるため、いずれの製造業者のものでも引渡しができるようにすること

また、引取場所を増設するなど消費者が持ち込み易い体制を整備すること

5. 事業者等の指導について

廃家電製品のリサイクルと不法投棄の未然防止を推進するため、次の事項について事業者等を指導すること

- (1) 故障品の迅速かつ低廉な修理対応体制の整備等家電製品の長期使用を勧奨するシステムの構築をすること。また、製造業者の商品開発において、環境負荷の少ない素材や構造などの製品づくりを推進すること
- (2) リサイクル料金については、消費者の理解が得られるよう、算出根拠を公表するとともに料金の低減化を促進すること
- (3) リサイクル券の記載事項はできるだけ分かり易くするとともに、誤って記載され、訂正されたリサイクル券についても、機器の引取りができるよう柔軟な対応をすること
- (4) 事業者は消費者に対し制度の仕組み等（対象機器、リサイクル料金等）を周知し、リサイクル料金等の負担について理解を得るよう努めること。また、小売業者等の店頭において消費者への啓発を行うこと
- (5) 一部破損した対象機器であっても、リサイクル料金を納めているもの

については、円滑に引き取ること
(6) 引き取った対象機器を小売店が保管する場合には、その管理の徹底と
適正な処理を行うこと

以上

家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について

リサイクル費用の回収方式について

- ▶ 前払方式(購入時に料金を支払う方式)に移行すべきとの主張の理由である、家電リサイクル法ルートへの適正排出の促進や費用負担の公平化、家電不法投棄対策については、下記の措置を講ずることにより対応可能
- ▶ 左記のとおり着実に成果を上げている施行状況を踏まえ、費用回収方式の変更という根本的な制度変更を行うことなく、現行の費用回収方式を維持しつつ、現行制度の改善のため、個別の課題解決のための措置を講じていくことが適当

家電リサイクル制度に係る個別課題への対策

【①消費者にとつての透明性・受容性・利便性向上を通じた適正排出の促進】

- 再商品化費用の公表を通じた、料金に対する消費者理解と費用低減化競争の促進
- 消費者の適正排出促進の観点から、再商品化料金を低減化

【②小売業者が引き取った排出家電のメーカーへの円滑かつ適正な引渡しの確保】

- 小売業者が引き取ったすべての排出家電について、引渡先等の記録・報告を求めることにより、引取り・引渡しに係るチェック体制を強化
- リユース・リサイクル品の仕分けと適正引渡しに係る小売業者向け指針の策定
- A・Bの各メーカーグループが設置する指定引取場所の共有化
- 離島独自のコスト要因である海上輸送費について、メーカー等が資金協力

【③不法投棄対策の強化】

- 市町村の不法投棄対策に対し、メーカー等が資金面も含め協力

【④3R推進の観点から、適正なリユースの促進と、廃家電処理・資源輸出の適正性を確保】

- リユース・リサイクルの仕分け指針を踏まえた小売業者によるリユース品引取の促進
- 廃棄物処理法やバーゼル法の厳正な運用

※そのほか、液晶テレビ・プラズマテレビ及び衣類乾燥機について、対象品目として追加

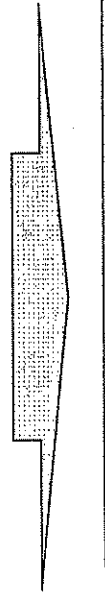
※排出家電のプロウや家電不法投棄の状況等を踏まえ、今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当。その際、本取りまとめに位置づけられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収方式等を含め、制度の全体的な在り方についても制度検討を行うことが適当。

※国際資源循環など、様々な社会状況の変化を随時把握しながら、必要に応じ柔軟に対応を行っていくことが求められる。

家電リサイクル制度の成果

- ▶ 年間1162万台もの排出家電をメーカーが再商品化(リユース品を除く排出家電の約73%)。
- ▶ 再商品化率も、法定義務率を大幅に超えた高水準を達成しつつ推移(74% ⇄ 法定義務率は50~60%)。

家電リサイクル法のメーカーによるリサイクルの仕組みは、十分に機能し、着実に成果を上げています。



家電リサイクル制度の主な課題

- ▶ 年間697万台がリユースされているが、リユースは、循環基本法において、リサイクルよりも優先するとされており、適正なリユースは促進されるべき。
- ▶ 一方、リユースされない排出家電については、質の高いリサイクルが実施されているメーカープラントによるリサイクルを促進することが望ましい。

①再商品化費用の透明性が確保されておらず、また、メーカーが定める料金は一律で高止まり

②メーカープラント以外で処理される排出家電の多くが小売業者から引き渡されたものであるが、これらの中には家電リサイクル法に基づき小売業者の引渡義務違反(横流し)のものがある。

③家電不法投棄は、家電リサイクル法施行前よりも多い。